

平成22年 第3回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

6番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

6番、岡夏子。一般質問を行います。大きな項目で2点、お尋ねいたします。

まず最初の基金運用について。

芦屋町は2008年の4月と7月に、その当時約43億円ありました基金の中から、6億円の有価証券、外国為替債を購入していらっしゃいますが、その内容と購入を決定するまでの庁舎内の協議を含む過程などをお尋ねいたします。

2、この債券は30年償還（早期償還条件付）ではありますが、今後28年間、6億円が塩漬けになる可能性があります。その価値を考えれば、確実かつ有利な基金運用には当たらず、今後の町の財政運営に大きな障害を来すものと憂慮しております。

また、地方財政法第8条には、自治体の財産は常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効果的に運用しなければならないとしております。30年後に誰が責任を取るのか、町長にお尋ねいたします。

3、有価証券購入に際して販売先の説明不足や、庁舎内での協議の問題点などを調査し、その結果を町民に公表するなど、責任の所在も含めた検討を行うよう町長に求めますが、ご見解をお尋ねいたします。

次に、大きな問題2点目として、職員の福利厚生についてお尋ねします。

職員の福利厚生事業に関して、町の行財政改革2005年から2009年度までの集中改革プランに上がっておりました。これまでの見直し内容をまずお尋ねいたします。

次に、この改革は2010年度からにおいても引き続き行う予定になっておりますが、その改革の内容では事業全般の見直しになっております。しかし、家族の慶弔費は町の交際費からも支出されており、また公表については町と職員の負担割合や総額が示されているだけであります。

「住民の理解を得られるような事業」この括弧は今回の改革に関する行政のほうがつくった文言であります。住民の理解を得られるような事業にするために、どのような手法で見なされるのか、お尋ねいたします。

最後に、特に退職者に対する10万円の旅行クーポン券については、3年前神戸市の住民訴訟の最高裁で違法の判決が出ましたが、それでも今後もクーポン券の贈呈は続けられるのか、お尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

それでは、1番目の債券購入に関して、債券の内容及び購入を決定するまでの庁舎内の協議を含む過程などをご説明させていただきます。

まず、この債券購入に際しましては、平成17年4月にペイオフ全面解禁によって、元本1,000万円とその利息を超える部分については、預金保護の措置がなくなりました。このため、ペイオフ対策の一環として平成20年4月と平成20年7月に、国際復興開発銀行が発行体となる3億円の債券を2種類、総額6億円の債券を購入しています。償還期間は最長で30年となっていますが、どちらも早期自動償還条項がついており、償還時には元本100%が保証されたものでございます。

最初に購入いたしました債券は、豪ドル・円為替連動利付債と申しまして、購入後1年目に3%の利息が固定されております。その1年目以後の利息については、基準日における豪ドル・円の為替が85円を超えた金額に対して1%の利息がつくようになっております。その利息の累計が5%以上となった場合に、償還期限前に元金の3億円と利息が自動的に償還される内容となっております。

次に購入いたしました債券は米ドル・円為替連動利付債で、これも購入後1年目に3%の利息が固定されております。以後の利息については、基準日における米ドル・円の為替が103.05円を超えた金額に対して1%の利息がつき、その利息の累計が6%以上となった場合には償還期限前に元金3億円と利息が自動的に償還される内容となっております。どちらも債券も元金100%の6億円が償還されるものとなっております。

次に、債券購入決定までの庁舎内の協議等の経過についてご説明いたします。

まず、債券購入に関しましては、平成17年4月のペイオフ全面解禁への対策として検討を行い、芦屋町債券運用指針に基づいて検討を行い、基金の運用計画等について財政課と協議を行っております。さらに、副町長と協議を行い、町長の決裁後に購入を決定しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

岡議員の、2項目めの質問に対してお答えさせていただきます。

質問は多岐にわたっておりますが、長いんですが、単的な質問は仕組み債の購入について30年後にだれが責任をとるのかという問いでございます。

この債券の仕組みにつきましては、先ほど会計管理者が述べたとおりで、元本保証付のものであり、かつ信用できるものであると認識しております。また、現段階で1,800万円の利息を得ておるわけではありますが、このような元本保証のある債券による基金運用につきましては、地方自治法及び地方財政法上違法性はないと総務省の見解も出ております。さらに、課長の答弁のあるように、この債券はペイオフ対策として芦屋町

の債券運用指針に基づいて協議されており、購入をしております。

議員の質問のこの30年後にだれが責任をとるのかという問いなのですが、何の責任を問われておるのか、その趣旨が全くわかりません。

それから、3点目の責任の所在も含めた検討を行うよう町長に求めるということですが、この責任の所在などの検討というお尋ねなのですが、本債券につきましては地方自治法の規定により基金運用について監査に提出し、審査に付し19年度決算であります20年の12月、そして20年度決算は21年の9月に議会で審査されております。そしてまた決算書にも記載され公にされておるわけであります。

なお、本債券が現時点で有利な利息を生じていない現状及び、本債券購入に至る庁舎内協議の状況にかんがみ、当該仕組み債などを含めた債券などの購入のあり方については、より慎重にかつ庁内協議過程のあり方など判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

それでは、2点目の職員の福利厚生についてです。

このお答えをする前に、まず職員の福利厚生につきましては、地方公務員法第42条に地方公共団体は職員の保険、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないと規定されておりました、地方公共団体に対する義務づけ規定でございます。

芦屋町におきましては、芦屋町職員の福利厚生制度に関する条例というものを制定し、他の多くの自治体同様職員厚生会、名称は職員互助会とかいろいろ名称があるんだと思いますが、芦屋の場合は職員厚生会というものを設置して、本来芦屋町として実施しなければならない各種事業を職員厚生会がかわって行っているということを申し上げておきます。

そこで、1点目の集中改革プランでの見直し内容でございますが、平成17年度に職員厚生会が行う事業のうち、会員または家族の慶弔等の額に関する大幅な見直しを行うとともに、町の負担金、町からいただいております負担金、それから会員が納めております負担金のそれぞれの率を1000分の5から1000分の2.5と半減し、平成18年度から適用しております、この半減した結果、町の負担金としては730万円減額することができております。こういう負担金、それから会員の負担金、これを半減しました結果、これは平成20年度決算の数値でございますが、会員1人当たりの公費の支出額は芦屋町は1万188円であります。

では、郡内3町の状況はどうかと申しますと、町の名前は申し上げませんが、2万543円、3万3,241円、2万9,975円というふうになっております。また、政令市を除く県内市町村64団体のうち、確かに公費負担を全くしてないゼロという団体が

5団体ございます。ございますが、これを除いた残りの59団体の平均は、2万2,929円でありまして、芦屋町の1万188円という水準は県平均の半分以下の状況でございます。

それから2点目、どのような手法で見直すのかということですが、先ほども申し上げましたとおり、慶弔金等や負担金率の見直しなど、集中改革プランにて取り組んでまいりました。一方で、レクリエーション事業など職員の親睦、元気回復に関する取り組みについては、予算の縮小等はあるものの、旧対依然として同様なことが繰り返されており、年々参加者も減少している傾向があります。そこで、事業の見直しや以前実施した慶弔金等の見直し結果の検証などについて、職員厚生会の評議委員会で検討し、経費を含めた事業全般の見直しを行うようにしております。

それから、なお議員さんの表現の中に、公表については町と職員の負担割合や総額が示されているだけであるのご指摘でございますが、これは毎年行っております職員の給与定員の状況の公表に合わせ、負担割合や総額のほか、22年3月公表分から主な事業内容を追加して公表しております。また、今後は県市町村支援課が県内の状況を取りまとめております。県内市町村の福利厚生事業の状況についてという、この集計結果にリンクできるようにするなど、広く情報を得られるような工夫をしていきたいと考えております。

最後に、10万円の旅行クーポン券の件についてでございますが、このことも含めまして、2点目でお答えしたとおり事業全般の見直しの中に含め検討してまいります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

2回目の質問を行います。まず、この基金運用の仕組み債、まあ仕組み債という言葉が初めて出てきたんですが、いろんな仕組みが中に施されているということから、一般的に仕組み債といわれているんですが、この問題に関しましては、本日私の参考資料としてお手元に配付していただいております、最初のページはこれは町の財産、町の財産に関する調書より抜粋ということで、この基金に関してのみですね、現金の残高、そして右側は先ほどから問題に私がしている債券の問題、そして2枚目がですね、これは私が昨年の6月議会の委員会の折に、ちょうどこの裏手にあります新聞報道の、一番最後にあります新聞報道の右上のほうにありますこの2009年6月11日の外為仕組み債という記事が目にとまり、その中に芦屋町も6億円購入していたと。

記事を見ることで、先ほど町長から議員さんに、皆さんこれは公表していますよと、そして監査もこれは通過しておりますという説明でございましたが、確かにそうです。しかし、しかしこのことについてこういう記事が出るまでは、はっきり言って私はそのようなものを芦屋町が買っているということは存じ上げませんでしたし、それから確認

して、当然それを書いてあることは確認いたしました。これは、先ほどの町長の答弁からして、あくまでも議員さんが見てようが見ていまいが公表されていますよと。しかし、この問題がこの一連の裏に、新聞記事に上げているようにいろんなところで問題になることで、私も本当にこれはそのとき買ったときに法的な違法性はないとおっしゃるんだけれども、私ども議員の責任としても、今後憂慮すべき問題が、当然これは大きな問題として芦屋町の財政運営に対して影響が出てくるであろうことを重んじて、考えてきょういろんな問題点を指摘したいと思っています。

まず、私もこの内容については、私個人が大体投資というものを一切しておりませんので、うちも3年前夫が定年退職しました。そして、公務員ですからそれなりの退職金をいただいて、ちょうど町が購入され、この仕組み債を購入した時期が平成20年の4月と7月でしたから、ちょうど私どもの方も定期預金をさせていただきました。そのときに3年もので0.8%でした。それが、先ほどの説明にもありますように、この仕組み債の一番最初は合計6億円という金額をベースにして考えると、3%というのはすごく魅力があると思います。3年物にしてわずか0.8%ですから、そしてこれは当然20年度中に購入した分ですから、21年度中に1,800万円利息としてもう入っていて処理されています。

しかし、課長が説明されたように、2年目からはこれが基準価格よりも円高の状態であれば、金利はゼロですよ。そして少なくとも2年目の分は金利ゼロだろうと思います。そして、30年という期間のこの長さの、いわゆる将来に対するこの6億円の価値というものが、幾ら元本が保証される、これは当然そうだろうと思います。

しかし、30年という長き先の6億円の価値というものがどうなのか。これは、例えばインフレになったりすれば、当然価値は下がります。いろんな専門家の方が、これに絡めていうことではないんでしょうけれども、当然10年、20年、30年という過去のパターンからすると、3分の1から4分の1になる可能性もある。そうじゃない場合もあるかもしれません。

しかし、私が憂慮しているのは、この金利が仮に設定されたオーストラリアドルはここにも私資料に入っている、真ん中のほうに入っていると思いますけれども、3%はもうこれ固定ですから、先取りでいただいている。しかし、これはあくまでも最終的にはこの3%、あるいはこのアメリカドルでも一緒ですが、これを含む上限が5%、例えば豪ドルが5%、そしてアメリカドルは6%、ですから単純に計算すれば豪ドルはあと2%、そして米ドルはあと3%残っているわけですね。そうなったときは、自動的にもう解消されるというふうに私認識しているんですが、そうした場合に本当に、例えば今まで、これ後で聞きますが、普通に6億円の現金を定期なり、1年とかそういうふうにするなりして、余力があればそれを2年にしたり3年にしたり少しでも有利に使おうというのが、大体基金の運用の鉄則だろうと思いますが、そういうのに換算しても、この利息全体を見たときにはかなり低いローリターンそのくせ最高30年まで塩漬けされる可能

性からして、ハイリスク・ローリターンって言われている、そのことも最近いろんなところで言われているんですけども、こういう新聞記事が出たりした中で、当然芦屋町もその中で新聞によって一般の人にも知ることになり、私も責任の一たんを担っている議員としても、こんな内容のものかということに、今さらながら愕然とはしますが、そういう意味で30年後の責任ということを申し上げました。

文章的には舌足らずな分があったので、理解が難しかったかもしれませんが、そういうことでは一つ基本的なことをお尋ねします。先ほど来、言っています過去、今現在でも基金というのはどんどん減っていっていますね。今朝ほどもいろいろ今井議員については収入も減ってきているから、どんどんどんどん芦屋の町の実態に合わせたものにしていかなきゃならない中で取捨選択をしなければならない。一方では、川上議員はそういう中にあってもやはり住民に対するサービス、あるいはそういういろんな課題に対して、政治的にでも判断して政策を求めていらっしゃるけれども、私はそういう財政の運営のあり方、あるいは財政の管理のあり方できょうはこの部分を質問しております。

それで、この基金に関しての運用は、単純に先ほど申し上げました芦屋の場合は普通貯金と定期以外に、その今回の6億円以外に例えば国債だとか、外国債だとか、そういうものが過去にあったんでしょうか。この、私が資料として差し上げています一番最初のところにいろんな基金がありますよね。これはあくまでも現金ですから、全くそのままというふうには返してないんですが、当然受け取り収入の利息の収入が決算に上がってきますが、この運用の残り、30数億円の基金の運用はどのようにされていらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

それでは、過去に債券等を購入したかということでお答えいたします。

まず、最初の回答にも申しましたが、17年からの全面解禁、ペイオフの全面解禁、そのペイオフに関しては一部、14年の4月から一部解禁ということで、14年以前に芦屋庁舎内でもそのペイオフ対策ということで協議等を行っております。その際に、芦屋の歳計現金、それとか基金の運用に関して、すべて銀行に預ける場合にはペイオフ対策としても問題があるかというようなことで、基金管理及び運用基準並びに債券運用指針というものを策定しております。

それで、それに伴いまして平成14年の3月に国債を5年もの、これが10億、平成14年6月に地方債、これ5年もので5億、平成14年8月に政府保証債、これは4年間で5億という、比較的元本保証が確実な債券3種類、合計20億を購入しております。

それと、現在6億円の運用益の1,800万の使い道やったですか。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

当然銀行預金のほかには国債、地方債、そして政府関係の債券を購入されて、合計が20億あると。これに関しては、私どももこういう決算書を毎年いただくんですけども、本当に完全に全部掌握しているかということでは反省するところもありますが、この左側の私の参考資料の基金の現金の部分のところにそれは当たるということなんですかね。

債券でありながら、それがここに記載されていないということは、ちょっとわかりにくいですけれども、どうしてそういう購入内容がここに記されていないのか、ちょっとご説明願います。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

それでは、決算書の表示の方法についてご説明いたします。

これ議員さんの示されている資料にもありますように、4基金（現金）っていうふうに書いてございます。その次の右のページに、4基金（債券）というふうに表示しておりますので、あくまで現金の部分と債券の部分を別々に表示しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

先ほどから申し上げますように、その国債とか地方債の名目が表示されていないのはどうしてでしょうかということをお尋ねしているんですが。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

失礼しました。名称は4基金（債券）のところの備考欄にございます。早期償還条件付豪ドル・円為替連動債、これが正式な名称でございます。米ドルについても円建て累積クーポン型早期償還条項付米ドル・円為替レート連動付債、これが正式な名称となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

もうちょっとですね、3回目も同じ質問をするとあれですから。そのことはわかって

いるんです。ここに明示してあるから、私はそれ以外でいわゆる債券購入はどのようなものがありますかということをお尋ねしたときに、国債とか地方債とか政府間関係の債券を購入、合計で20億していますと、その内訳が、内訳といたしますか、備考欄にないからそのことを申し上げましたが、もう結構です。これで時間をとるわけにいかないのです。

それで、とにかく私がこの記事を目にして、このことの問題を自分なりに整理しながら、例えば今回の決算書の中にも債券がどういうふうに動いているかということ備考欄に書いてございますので、それを見ればわかるんですが、まずこの基金の運用に関しては当然有効に使って、いわゆる確実、そしてなおかつ有利に基金を運用しなければならない、その利息はその基金のもとに積み立てる場合もあれば、先ほど来いろんな施策にちょっと出そうかということで、いろいろそれは使いまえばあるかと思いますが、まずこういう性質のものに、一番こういう報道でもされてある。

これは、何でこういう記事が出たかということ、国会で大久保議員が総務大臣にこういう、この左側の記事に全国の24の自治体の購入状況が示されていると思いますけど、これも新聞社なり大久保議員なりが調査されて載せてあると思うんですけども、こういうような実態の中で、総務省に対して一国の主の判断で、30年間塩漬けになる可能性もあるのを購入していいものか。それは、当然法的に先ほど来、自治法でも違法性はないということを確認されているということ町長もおっしゃいましたが、ただ本当に実際問題として考えたときに、まず最低、私どもも4年間しか特別職、議員に関しては4年間しか保証されていません。そして、こういうふうな状況的に今、特に厳しい状況であることはさることながら、これが本当に30年間塩漬けになる可能性はゼロじゃないわけですね。

そうなったときに、ここにいらっしゃる職員さん、私どもも含めてこのことをそのままおいて、30年後の町民の財産に、あるいはそれまでの間の財産として、本当に責任ある行動ができるかといったら、はっきり言ってできないんですよ。

ですから、それをとにかくこういう問題が出てきた。だから、先ほど町長がおっしゃった今後債券に関しては慎重にという言葉が、ちょっと私は不思議の思えたんですが、最初の答弁では何の違法性もない、自分たちがやったことは別に悪ことではないというふうに聞こえたんですが、それでもやはりこれに関して慎重にという言葉がちょっと、何を持って慎重にしなければならないのか、そのところを町長にお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほどの問いの3ですね、本債券の有利な利息、現状及び債券購入に至る、かんがみ当該仕組み債の含めた債券の購入のあり方については、より慎重に庁内協議過程のあり方など判断し、これは慎重に庁内のいわゆる協議過程と申しますのは、確かにこれはペイオフ対策、先ほどから会計管理者が言うておりますように、ペイオフ対策ということ

で、時の収入役が起案いたしましてできたそうでございます。

で、今これをこの仕組み債を起案しました会計管理者ここにおりませんが、このような今まで議員が言われるように、大体基金運用というのは定期だとか、国債だとか、そういうふうに限られておったんですが、こういうような特殊な部分についてはもっと慎重に内部の協議を行うべきではないかという意味で答弁したわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

もっと慎重にというのは、先ほど来私がほかの国債に関しての期間が5年というふうに聞きました。そうしますと、今回のこの2年前に購入した仕組み債は最長30年ですね。ですから、基金運用指針というのがあれば、後でまた確認しますが、それには債券の期限というものが明記されているのでしょうか、どうなのでしょう。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

芦屋町の債券運用指針には期限については明記はございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

そうしましたら、先ほどのこれまでと違ってこういう特殊なというふうにおっしゃいました。ちょっと言葉じりをとらえて申し訳ないんですが、町長、よってもっと慎重にという、慎重にしなければならないこの仕組み債の特殊性は何なのでしょう、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今議員まさに言われたように、言葉じりとられてお話すまされると非常に困るんですけど、初めてのいわゆる特殊という、初めて結局の試みというのはまた言葉じりとられるかわかりませんが、初めて取り組んだ基金運用のあり方という言葉にさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

例えば今、IT化の時代、IT政府、IT自治体というふうになっています。私も、

その責任ある立場の一人として、全部町の職員さんあるいは決裁される町長さんを非難しているわけではありません。やはり、決算を通して私どももそのことの問題点がわからなかったという責任は痛感した上で申し上げますが、この仕組み債に関しては結構いろんな自治体のところの調査をしていますと、2002年、2003年、そこら辺から購入しているところがあるんですね。

特に、ここの新聞記事の左側のこの表、24自治体、もちろんここには芦屋町も入っているから枠で囲んでいますが、この一番上が神戸市、これ金額的に並べてあるんだと思います。一番大きい金額を、神戸市ですから相当大きい都市ですけども、その下にこれ朝来市と読むんですが、兵庫県朝来市がまさに2年前からこの問題が議会のほうから出されて、そして議会で基金運用調査特別委員会ができました。そしてその中で専門家、当然こういうのは法律的な問題、あるいはこういう証券に詳しい専門家の方も入れて調査が行われて、調査をしたところでこれは相当問題があるということで、この本年度の4月からは調査特別委員会がまた名称を変えて、基金運用問題調査特別委員会に改名されて、また協議が続けられております。これ後ほど機会があったら調べてみてください。

そして、それがそこはこの金額に対して、ここはもう特に5割近い金額がいわゆるそれに投入されていましてものですから、そういう今解約してもここに金額が書いてあると思います。そういう代物だったということが、後でちょっと大変だということで、もし今解約するとしたら、この評価額のこの金額よりもっといろんな手数料、解約金とかそういうのもあるそうですので、これにまだプラスされると思いますが、朝来市の場合はこれは1年前ですから、この今現在アメリカドルが84円を前後していると思いますが、1年前ですから、多分90円前後だったのではないかなと思うんですけど、この時点でこれだけの金額ですから、もう相当ですね、これ1年前の査定です。相当な金額になります。

そして、ここには芦屋町も多分担当の方、今は会計課長は多分そのときはいらっしやらないでしょうから、これ芦屋町に関しては非公表になっているんですよ。それをどうして非公表にされたんですかということを知りたいとは思いますが、計算ができなかったのか、あるいは公表するのがいやだったのか、そこら辺はわかりません。芦屋町は、公表されておられません。

その朝来市に関しては、やはりこれは議会のチェック能力のところの問題でもありますが、議会がその問題を提示したことで、一応首長さんにも特別委員会から答申が出まして、そして市みずからそのことを調査するように、そういう勧告みたいなのが出されました。意見書がですね。それによって、じゃあ市はどういうふうにしたのかということの内容があるんですが、このことはちょっと後から出てくれば時間があれば申し上げますが、いずれにしてもそこにはここも顧問弁護士もいますけれども、弁護士やいろいろな調査をしてもらって、市ではなかなかそのことが、客観的に調査ができにくいという

ことで、法律家とか何人かをお願いして調査をしたところで、その調査報告書も出ておりましたが、これはみずからやはり首長として、このハイリスクの現状、まだこの中身が私が要と説明し切れていない部分で、ぴんとこられてないかもしれません。また、この問題については次に取り上げますが、とにかく事の重大性をどのように認識されていらっしゃるか。

今現在の評価額について、もし課長が計算をされていらっしゃるのであれば、金額はいかほどになるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

まず、議員さんがお示しになっている資料の芦屋町が非公表になっている件でございます。これは、本来有価証券というのは上場してあれば、そのときの時価というのが公表されているわけです。ですが、今回購入しているこの仕組み債に関しては、どちらの仕組み債も上場していませんので、実際には時価というようなあらわし方というのはございません。

で、この非上場債券の場合に関しては、原則として日本証券業界が公表する店頭販売参考統計値、もしくは証券会社、銀行が提示する気配値というものを参考にして時価を評価するというようなことになっておりますので、もともと途中で売るといような投機目的で買っていませんので、持ち続ける予定でございますので、この時点で評価額の目減り分というのは多分その当時把握できてなかったというふうに思っております。

それで、今申します証券会社、銀行が提示します気配値に関してお答え申します。これ7月末の金額でございますが、米ドル——すみません。先に豪ドルのほうから。

○議員 6番 岡 夏子君

どっち。

○会計管理者 入江 真二君

豪ドルのほうからですね。7月末の時価というのが81.21%、これ金額にしますと約5,637万円の評価損、5,637万円。米ドルに関しては7月末で71%、8,700万円の評価損ということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

どこかの銀行の発表したそれですとそういうふうになっているということで、時価、この新聞にも書いてありますが、時価額が出せないから逆に転売もできないというリスクも背負っている。そして、金利が本当にアメリカドルでいえば103.05円以上のいわゆる円安にならなければ、1円も利息は入らない。それがずっと持ち続けなければ

ならないという、この現状を普通の人を聞いたら、行政マンじゃなくてもそんなことは、まあ仮にうちの財産を預けるといってもとてもじゃない今このご時世ですね、政治不安、世界恐慌、そういう中で本当に今私たちは生活するのに困っている、芦屋だって当然そうだと思います。

その6億円が30年間、あるいは10年間であっても先ほど来から午前中財政シミュレーションの話が出ていますが、私もその中でいろいろ聞いてて、厳しい財政状況の中でも10年後、あるいは10年間は10億円は基金を保持していきます。あるいは基金を10億円は残していきますという説明をずっと聞いてきています。

その中の6億円は塩漬け状態になる可能性だってあります。そういうことを考えたときに、私があえてきょうここに資料として出したそれぞれの基金から、あっちこっちつまんで6億円にして、そして昨年度はそこからまさに競艇事業振興基金、当初1億3,000万円ぽんと仕組み債で購入されたのが、もう去年には財政調整基金のほうに振りかえられてる、あるいは退職基金ですかね、いわゆる退職者というのはもうはっきりしていますから、それに対して3年、4年くらい前からですかね、3年くらい前からですかね、退職債という起債を起すことができた。それによって、今持っているそのとき持っていた退職基金は何かほかのほうに有利に使おうと、そのために政府のほうで発行しているその地方債のそれを借りることで、何とかその退職金残高の貯金を回していこうと。それが、この2億円、今塩漬けになっているような状態の仕組み債に充てられています。

それで、これは総務課長にお尋ねしたいんですが、この中の資料の中で左のほうにあります現金化できる退職基金、これが5,000——ごめんなさい。基金の退職金の残高ですね。5,800万円の残高がいわゆる21年度末の現金残高としています。それで、3月議会に出ましたこの退職基金の取り崩し額の当初予算額が6,900万円が上がってきているんですよ。これは当然3月で決算しても5月の出納閉鎖を経て、こういう金額が確定して私たちが今これを見ることですが、ただこの右側にあります債券としての職員退職基金は2億円、これは現金化されませんので、目的別基金というのはまさにどこからでも、パイが例えば40億あるからどこからでも持ってくればいいというものじゃないと思いますが、当初予算で6,900万の予算額が上がっているんですが、現金は5,800万しかありません。こういう会計処理は、多分役所は年内に処理すればいいんだろうということを出されるのか、それともそういう現金は1,000万ちょっと足りない状態で、取り崩し額6,900万円って上がっていることに対しては、どのようにご説明されるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

職員退職基金、債券を含めまして総額2億5,800万、そのうち債券が2億ありま

すので、即現時点で換金はできません。したがって、現金ベースで5,800万しかないのに今年度の退職手当債を借り入れた残りの不足財源を基金から6,970万取り崩しますという予算確かに計上しております。

ただ、これは監査意見書の基金運用状況の審査意見書にもありまし、このお手元の資料にもありますが、いわゆる切りかえが可能なんですね。退職基金のうちの2億を、この仕組み債の購入に債券として載っておりますけども、ほかの基金への振りかえが可能です。

したがって、そこに千数百万足りない、あるいは2,000万円足りないということであれば、そういう運用をして6,970万円を確保するというのは可能でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

そのことを含めて後からでもできますということでしょうが、本来なら私はいわゆる仕組み債がやっぱりこのような問題があるということであれば、何らかもつと協議を当然進めていただいて、状況も見ながらどういうふうにするのかということも、みずからいろいろ検証していただきたいというのがありますが、今おっしゃった課長の分では、例えば5,800万しかない、だけれども6,900万円やけ1,000万足らなだけではなくて、これは毎年毎年もう、その退職する人数にもよりますが、ここ数年来ずっと金額が大きいということであれば、例えば右側に書いてあるように、この退職基金の2億円のうちの1億円を振りかえしていわゆる現金化すると、そういうことは本来ならしてから、事務処理上だけの問題でいえば、してから本当は予算化するのではないかというふうに、財政処理上の問題として指摘をしておきます。

いずれにしても、これこのまま本当に米ドルに関しても既に20円近く差がありますよね。この20円の差が何年かかるのかわかりませんが、とにかくこの目的基金というのが、すぐにそういうのが使える状態というのを良好な状態と私は言うんではないかということで、違法性はなくとも不適切ではないか、そういう将来に対しての不安要素が多分にあるこの基金運用に関して指摘をしているところであります。

最終的に、この財政調整基金、この財政調整基金はいわゆるこの名のとおり、いろんな財政情報でとりあえず先に出しておこう、そしていろいろなものが入ってきたり、調整がきくということで、唯一自由裁量みたいなところで使えるのは、この財政調整基金ではないかと思いますが、どんどんどんどんこれにこの6億円が入ってくるということでは、この財政難の折に、これはもう申し上げておきますが、数年後にそういう状態に陥ってくるのではないかと危惧しております。

あと6分ですので、最後の――失礼しました。その前に、最終的な基金運用に関する調査を先ほど来申し上げているように、朝来市に関してもあるいはほかのところでも情

報は幾らでもあります。そして、おくれげながらではございますが、やはりこういうのを購入するときに、インターネットでいろんな匿名ではありますけど、こういうのを買おうとしているんですがどうですかとかいうような、いろんなそういうので、何というんですかね、質問のやりとりはあります。

とにかく、自治体にはそういう投資に関してはプロはほとんどいないに等しい中で慎重さに欠けたということをご指摘して、その上で今後また大きな問題になってくるであろう、この仕組み債のあるいは基金の運用に関しては自ら本気になって対処を考えていただきたいということで、この問題は終わります。

そして、福利厚生です。課長のほうでは私が最後のほうに申しあげました神戸市のこの住民訴訟の最高裁で違法、この部分はあえて通告書に出しておりましたから、それなりにご確認をいただいた上でのご答弁だろうと思っています。それで、これは本当に10万円そのもののクーポン券だけを言うのではなくて、上のほうにも出しております交際費にも慶弔費、職員への慶弔費がある。そして、共済制度においても重複している分があるかと思いますが、一つだけ課長にちょっとお尋ねしたいのは、福利厚生は地方公務員法42条で厚生制度になっていますね、そしてその次の43条は共済制度となっていますね、これの違いを単的に教えてください。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

福利厚生制度は職員の元気回復とか、その他厚生の関係の事業、職員が常に精神的にも肉体的にも健康な状態で勤務に専念できるように、地方公共団体にはその元気回復等々の計画を樹立し、これを実施しなければならないというのが、地方公務員法の趣旨であろうと思います。

それから、ご質問の共済制度、これはいわゆる民間企業でいうところの厚生年金制度、それから健康保険制度、こういったものが中心でありまして、また公務上の災害に対する補償、こういったものもございます。これが共済制度ということであろうと。今、さっきちょっと議員ご指摘の共済制度とこの厚生会での制度がダブっておる部分があるじゃないかというご指摘ですが、確かにございました。これは、家屋を全壊、全焼した場合には何十万とかいうような見舞金を出すというのは厚生会の規定にございました。

ところが、これは市町村共済組合の中にもそういった制度がございまして、これは確かに重複しておるということで、21年の4月1日からこの災害見舞金の制度については厚生会の規定から外しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

共済制度として、公務員法第43条に職員の病気・負傷・出産・休業・災害・退職・障害もしくは死亡、またはその扶養者の病気、負傷、出産、これの中で職員の病気の見舞い、あるいは死亡に関しても、ここら辺もダブっておりませんか。ちょっと項目だけで言ったときに。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

共済組合からの支給というのは確かにございます。

例えば家族の、最悪亡くなった場合には埋葬料というような格好で、何十万というお金は確かに出ております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

あと1分です。とにかくそういうことも含めて、なおかつ交際費でも払われるということでは、ここがやっぱり市民感覚あるいは市民の理解を得られにくい二重、三重にも、やっぱり職員さんのほうにこういうのが出されている、そうではなくてもっと本当にこれを精査することも含めて、今のこの職員の置かれた状況の中で、先ほどおっしゃいましたように、例えばレクリエーションにしてみたら、本当に時代の流れからしてそういうのに参加されにくい、そのことはよくわかりますし、それ以上にこれだけ高度な情報社会の中であって、ましては定数管理とか、この不況の中での町の運営に関する作業をする中では、いろんなストレスとかプレッシャーとかいうのを受けながら、これ民間企業でもそうです。うつ状態の方というのが本当に潜在的にも数百万人以上——ごめんなさい。数千万人いるかもしれないというぐらい、そういう閉塞感の漂う社会ですので、そこら辺の本当に福利厚生、元気回復とは何かということ、やはりいろんな角度から精査して来年度から行われる具体的な改革項目の検討にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、岡議員一般質問は終わりました。